

## 令和6年度 三池工業高等学校 生徒心得・校内規定

### 1 生徒心得

#### (1) 挨拶

挨拶は、お互いの気持ちを和やかにすることができます。相手や時・場所などを考えて、すがすがしい挨拶をしたいものです。

- ① 教職員に対しては、日頃お世話になっているという気持ちで、挨拶しましょう。
- ② 生徒間については、同じく学ぶ仲間としての連帯を意識して、挨拶しましょう。
- ③ 来客については、親切に案内でもしてあげようという気持ちで、挨拶しましょう。

#### (2) 頭髪・服装

頭髪・服装は、その人となりを表すものです。常に、質素、端正、清潔を心がけましょう。

頭髪・服装の規定は、遵守しましょう。

#### (3) 男女交際

男女交際においては、相互の人格を尊重し、お互いが人として向上することを念頭におき、高校生としてのマナーを守りましょう。また、誤解を招くような行動は、厳に慎みましょう。

#### (4) 学習

教養を深めるとともに、人としてよりよい生活をおくるためには、そのための学力が必要です。常に、今よりももっと良い方法はないか、何故そうなのか等の探究を持ち続け、毎日の生活に学習の成果を生かし、学習する意義を高めることが大切です。

そのために、次の事項を心がけましょう。

- ① 授業は学力を身に付けるために基本的に重要な場です。授業の始めには、緊張を保ちながら内容を豊かにするために、また、終わりには熱心に授業を受け、身に付けたものを確認し、感謝の思いを込めて挨拶しましょう。
- ② 授業開始の合図の後、10分経過しても教科担任が来室されない場合は、係が教師に連絡を取りましょう。

#### (5) 定期考査

考査は、今までの自分の学習の成果を自ら確認する意味もあります。日常の学習としての予防・復習に心がけ、また考査期間中は最大限の努力をし、自らの学力向上に努め、将来の進路決定に際し、自らの希望する進路選択ができるように努めましょう。

- ① 試験には正々堂々と臨み、如何なる理由があろうとも、不正行為は厳に慎みましよう。
- ② 試験中、誤解を生むような行動は自ら戒め、机の中などに試験関係のものなどを不用意に置かず、常に空にすることを心がけておきましょう。

## (6) 公共物の使用

公共物は丁寧に扱きましょう。その使用目的や適切な用途に反して使用し、破損したりしないようにしましょう。

- ① 用具の使用に際しては、担当教師などの許可を受けて利用しましょう。
- ② 休日等で、校内の施設・設備などを利用する場合は、事前に許可を受けなければなりません。
- ③ 施設・設備の利用中、破損などを生じた場合は、直ちに係の教師に連絡を取り、通常の授業等に影響が出ないようにしなければなりません。

## (7) 登下校

朝の SHR (8 時 45 分) に遅れないよう余裕を持って登校し、1 日の学習が積極的に始められるようにしましょう。また、登校後の無断外出はできません。理由のある場合は、担任等の許可を受けて外出しましょう。

完全下校時間については、

夏期 (4 月～10 月) を 20 時

冬期 (11 月～3 月) を 19 時 30 分とする。

なお、特別な理由がある場合については 30 分の延長とする。

## (8) 掃除及び整頓

学習する場は、意識的に清潔を保ち、ひとりひとりがゴミなどを出さないよう心がけましょう。みんなが協力すれば、清掃も楽になります。自分のことだけでなく、掃除するものの立場を思い起こしながら、考えて行動したいものです。

- ① 受け持ちの掃除区域は、責任を持って清掃しましょう。
- ② 週番は、黒板等の清掃に心がけ、授業に支障のないよう、常に気配りましょう。
- ③ 私物は、教室内外に放置することなく、常に整理整頓に心がけましょう。

## (9) 健康衛生

健康には常に留意し、体力の向上と共に病気にならないための生活のリズムを自らつかみ、自覚的に保健衛生には心がけましょう。

## (10) 義務事項

学校生活をスムーズに送るため、次のような規定が設けられています。自分を甘やかすことなく、厳格に守りましょう。

- ① 生徒手帳 (生徒証) は、常時携帯しましょう。
- ② 校納金等は所定の規定に従い、期日を厳守し納入しましょう。
- ③ 遅刻、欠課、早退のときは、事前に (止むを得ない場合は事後に) 担任に連絡しましょう。
- ④ 欠席の際は、所定の届け出用紙を添えて、事前又は事後に担任に届けましょう。(無届けの場合は、本人にとって不利に扱われることがあります。)

⑤ 自転車通学は、許可制になっています。担任を通して通学許可願いを提出し、交付された許可証（ステッカー）は、常に自転車の最も見やすい場所に張り付けておきましょう。

⑥ 正門前の坂道は、危険防止のため自転車は下車して通行しましょう。

⑦ 原則としてアルバイトは許可しない。但し、家庭の事情でやむを得ない場合、学校が保護者と協議の上 21 時まで認めることがある。なお、やむを得ない場合でも下記の事項については許可しない。

(ア) 主として酒類等を取り扱う飲食店及び風俗店関連経営店は認めない。

(イ) 肉体的重労働及び危険作業、並びに 21 時以降の夜間アルバイトは認めない。

(ウ) 欠点科目を持つ者は認めない。（3 教科以上）

(エ) 遅刻欠席が 1 ヶ月に 5 回以上ある者は認めない。

(オ) 授業等に支障をきたす場合（居眠り等）は、直ちにアルバイトを禁止する。

以上の規定に違反したもの、無届けでアルバイトをしている者は、懲戒指導とする。

⑧ 旅行は、保護者の同意が必要です。所定の届を出して承認を受けましょう。

⑨ 学校図書は、所定の規定に従って利用しましょう。

#### (11) 禁止事項

次の事項は、違反行為又は、本校生として認められない行為です。そのようなことがないように、厳に自戒してください。

① 喧嘩（暴力行為）、脅迫。破廉恥行為

② 凶器の所持、不要の多額の金銭所持

③ 飲酒・喫煙、大麻・麻薬等覚醒剤の使用

④ 遊技場への出入り（パチンコ等）

⑤ 不健全娯楽施設への出入り（クラブ等）

⑥ 保護者の許可のない外泊

⑦ 午後 10 時以降の徘徊

⑧ 反社会的な団体などへの加入

#### (12) 校内における文書等の刊行、掲示及び放送

① 校内外の文書類の掲示、印刷物の配布については、事前に生徒育成部の承認を受けましょう。

② 発表、連絡等で校内放送する場合は、事前に担当教師の許可を受けましょう。

## 2 頭髪・服装規定

### (1) 頭髪規定

頭髪は、清潔を旨とし、パーマ・脱色・染色等の特殊な髪型、流行を追った髪型は禁止とする。ただし、天然パーマ、くせ毛、地毛で赤いものは担任を通じて生徒指導課に届け出る。

#### ① 男子

(ア) 頭髪は、前は眉にかからない程度、横は耳にかからない程度、後ろは襟にかからない程度とする。

(イ) 眉をそったり、抜いたりしない。

#### ② 女子

(ア) 頭髪は、前は眉にかからない程度、後ろは肩にかかる場合は束ねる。

(イ) 眉をそったり、抜いたりしない。

### (2) 服装規定

#### ① 男子

服装は、質素、端正、清潔を旨とし、日本被服工業組合連合会において定められた標準型学生服を着用し、許可なく加工しない。(3年生)

(ア) 本校指定の制服を着用し、許可なく加工しない。(1・2年生)

学生服には、本校校章入りのぼたんを付ける。(3年生)

(イ) 学生服には、左襟に系・学年章を付ける。(3年生)

(ウ) ベルトの色は黒・紺・茶の無地を基本とし、その他派手でないものとする。

(エ) 靴下は、白・黒・紺の無地のものとする(ワンポイント可)。

#### ② 女子

服装は、質素、端正、清潔を旨とし、本校指定の制服を着用し、許可なく加工しない。

(ア) スカートの長さは、膝を床につけて9cmの長さとする。

(イ) 靴下は、白・黒・紺の無地のものとする(ワンポイント可)。

(ウ) ストッキングを着用する場合には、ベージュ・黒の柄無しのものとする。

### (3) 防寒着規定

防寒具は、登下校時のみ着用を認める。ただし、防寒具(ジャンパー・コート・マフラー・手袋等)の色は白・黒・紺を基本とし、その他派手でないものとする。

### (4) 通学靴

通学靴は運動靴、革靴とする。サンダル、スリッパ、ブーツ等は禁止する。

### 3 通学に関する事項

#### (1) 自転車通学

- ① 自転車通学については制限しない。ただし、「自転車通学許可願」を提出し、通学用自転車に本校指定のステッカーを添付することを義務付けている。
- ② 電車通学等で大牟田駅東口自転車駐輪場を利用する場合は、直接市の駐輪場に申し込むこと。
- ③ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」により、自転車保険への加入義務化が令和2年10月1日に施行されているので、自転車損害賠償保険等に加入することを義務付けている。

#### (2) 原動機付自転車通学

- ① 山川中学校校区、桜舞館小学校校区（高田町飯江地区）、県外在住の生徒は学校までの通学を認める。
- ② その他、遠方通学者が通学に使用する場合は、自宅から最寄りの駅（西鉄大牟田線・JR鹿児島本線）までの距離が5km以上ある生徒に限り、最寄りの駅までの通学を認める。
- ③ 使用については、「原動機付自転車通学申請書」を提出し、通学用原動機付自転車及びヘルメットに本校指定のステッカーを添付することを義務付けている。
- ④ 対人対物無制限の任意保険に必ず加入すること。

### 4 携帯電話に関する事項

#### (1) 携帯電話の使用可能な時間帯

帰りのSHR終了以降の時間を許可する。（休み時間、昼休みなどの空き時間は使用禁止）

#### (2) 注意事項

- ① 使用可能な時間帯以外は携帯電話の電源を切ること。やむを得ず使用する場合は教員に申し出て教員立ち合いの下で使用する。
- ② 携帯電話を手に持っている状態や着信音・バイブレーション等が作動した場合は「使用している」と見なし注意・指導する。
- ③ 廊下・階段等の室内以外の使用を禁止する。
- ④ 携帯電話の使用目的としてゲーム・音楽プレイヤーなど、連絡手段以外の利用は認めない。
- ⑤ 学校施設を利用した充電は禁止する。